

トピックス

大型車両の通行の適正化に向けた取り組みとして、 谷稲葉うぐいすパーキングで特殊車両の現地取締りを実施しました。

一般的制限値(大きさ、重さ等)を超える大型車両の通行には、道路管理者の「特殊車両通行許可」が必要です。

許可を受けずに(または許可条件を守らずに)違法に大型車両を走行させることは、大きな事故を引き起こすおそれがあるばかりか、重量超過車両の走行の影響によって、橋梁や舗装等の劣化が早まります。

静岡国道事務所では、大型車両の通行の適正化に向けた取り組みの一環として、中部地方整備局道路部交通対策課及び静岡県警察藤枝警察署交通課のご協力を得て、「**特殊車両の現地取締り**」を行いました。

1. 実施日時： 平成28年2月18日(木)13:50~16:00
2. 実施場所： 国道1号 谷稲葉うぐいすパーキング(静岡県藤枝市谷稲葉)
3. 結果内容： 取締台数 3台(内特殊車両 3台)
警告書 3台(無許可(期限切れ) 1台、条件(誘導車)違反 2台)
4. 従事人数： 計13人(職員 5人(道路部交通対策課 3人、事務所 2人)、警察官 8人)



平成28年度以降も現地取締りを実施する計画です。

違法に通行した運送事業者・運転者には、罰則の適用、会社名・氏名の公表、荷主にも、勧告及び荷主名等の公表を行う場合があります。

今回の取締りでは、藤枝警察署が所有するマットスケールを使用して車両重量の計測を行っていただきました。